

環生第18-167号
令和2年9月2日

事業者様

三重県知事 鈴木 英敬 印

ポリ塩化ビフェニル（PCB）含有安定器の有無確認及び
期間内処分について（お願い）

平素は、環境行政に御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、三重県では、PCB廃棄物の処理促進に向け、PCB含有安定器の保有に関する調査を、平成27年度から（自家用電気工作物設置者に対しては平成27年度から平成30年度にかけて、事業用建物所有者等に対しては平成30年度から令和元年度にかけて）実施したところです。貴方にも調査票等を送付いたしましたが、PCB含有安定器の有無について確認ができなかったため、改めて最終のお願いをさせていただきます。

PCB含有安定器をお持ちの事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、「PCB特別措置法」という。）に基づき、毎年、県に保管及び処分の状況に関する届出が義務づけられているとともに、使用中の場合は使用をやめ、処分期間内に処分を行わなければなりません。

三重県内のPCB含有安定器の処分期間は、令和3年3月31日までとなっています。処分期間を過ぎてPCB含有安定器をお持ちの場合には、PCB特別措置法に基づく改善命令の対象となります。

つきましては、PCB含有安定器の有無について、まだ御確認されていない場合は、同封の「PCB含有安定器の有無確認」により、早急に御確認いただき、万が一発見された場合には御連絡をお願いします。御連絡いただきましたら、その後の手続きについて御説明します。処分期間内の処分に御協力いただきますようお願いいたします。

<郵便番号> <住所> <事業者等の名称> <管理番号>	<調査対象の建物所在>
---	-------------

連絡・問い合わせ先

○PCBを含むかどうかの判別方法の問い合わせ

○PCBを含む安定器等を発見した時の連絡

三重県PCB調査事務局（株式会社ゼンリンに委託しています。）



0120-920-492

（フリーダイヤル）

FAX 059-227-2807

メールアドレス pcbmie@zenrin.co.jp

受付期間 令和2年10月9日まで

（期間後は下記の事務担当へ御連絡ください）

8:30~17:15（土曜、休日、祝日を除く）

事務担当

三重県 廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課
廃棄物規制・審査班 PCB担当 鈴木、中村

電話 059-224-2475

FAX 059-222-8136

E-mail haikik@pref.mie.lg.jp